

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止及び環境保全を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。補助金を受けようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、那智勝浦町補助金等交付規則（平成6年那智勝浦町規則第12号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環地域事発第2203301号）をいう。
- （2）年度 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの期間をいう。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類、対象者、補助要件及び補助金額は、別紙に定めるとおりとする。（千円未満の端数は切り捨て）

2 予算の残額が前項の規定により算出した額を下回る場合は、その時点での予算残額を補助金額とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （1）那智勝浦町に居住している者、那智勝浦町に居住予定の者、若しくは那智勝浦町内に住宅を所有している者、又は町内に事業所を持つ民間事業者。
- （2）補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。
- （3）那智勝浦町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第2号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付申請書に、必要な添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定により那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、速やかにその決定内容を申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置に着手してはならない。

2 申請者は、前条の規定による通知を受ける前に補助対象設備の設置に係る契約又はPPAの契約を締結する場合は、国交付金の交付決定後に行わなければならない。

（変更等の承認申請）

第8条 申請者は、第6条の規定による交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき又は取下げをしようとするときは、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金（変更・取下）申請書に必要な添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金実績報告書に必要な添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 町長は、那智勝浦町重点対策加速化事業実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の額を確定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付請求書による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(手続代行)

第12条 対象機器を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第5条に規定する申請の手続を行うことができる。

2 町長は前項の手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。又、調査の結果不正行為があったと判断した場合は、前項の申請を取り消すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずることができる。

(1) 第5条及び第9条に掲げる書類の内容に虚偽が明らかになったとき。

(2) 不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 暴力団員であることが判明したとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反していると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずる場合において、既に補助金が交付されている場合は、補助金等返還命令書により、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(報告)

第13条 太陽光発電設備補助の交付を受けた者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）について、設置した日の属する月の翌月から12か月分を、町長に太陽光発電自家消費率報告書で提出しなければならない。

(調査等)

第14条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めた場合は、交付決定者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 町長は、交付を受けた者に対し、必要に応じて対象機器の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第15条 交付決定者は、補助対象機器を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供してはならない。（以下「処分」という。）

2 交付決定者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 交付決定者が前項に規定により取得財産を処分したときは、町長は、その交付した補助金の全部または一部に相当する額の返還を求めるものとする。ただし、町長が認める場合はその限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別紙 （第3条関係）

共通要件

- ・ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ・ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を受けていないこと。
- ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- ・ 中古設備は交付対象外とする。
- ・ 機器の購入・設置又は契約は、原則、交付決定日以降に行うこと。
- ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・ 同一年度内に同一の施設において申請できる補助は、一つの種類において一つまでとする。

（1）太陽光発電設備（自家消費型）

補助要件	【個人設置】 ・ 自ら所有・居住する住宅、又は新たに所有・居住するために新築する住宅に設置すること。 ・ 住宅は、一戸建ての専用住宅、又は併用住宅で那智勝浦町内にあるものに限る。 ・ 設置する住宅が自己の所有に属さない場合、又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること。 ・ 自家消費する電力量が30%以上であること。 【民間事業者設置】 ・ 那智勝浦町内にある事業所に設置すること。 ・ 自家消費する電力量が50%以上であること。 【共通】 ・ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・ 国実施要領別紙2の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 (下記記載) a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
------	---

	と（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。 （a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 （d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 （e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 （f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （i） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （j） 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 （k） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 （1） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e 次の（a）～（b）のいずれかを満たすこと （a） 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。 （b） 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
--	---

補助対象経費			
補助金額	【個人設置】	9万円／kW	上限：90万円
	【民間事業者設置】	7万円／kW	上限：700万円

(2) 蓄電池

補助要件	・（１）太陽光発電設備（自家消費型）で導入する設備の付帯設備であること。 ・原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・設置する住宅が自己の所有に属さない場合、又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること。 ・下記の価格以下の蓄電システムとなるよう努めること 家庭用（20kWh未満）：12.5万円／kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（20kWh以上）：11.9万円／kWh（工事費込み・税抜き） ※上記の価格要件を満たせない場合、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否について確認を行うものとする。 【業務用蓄電池（20kWh以上）：aを満たすこと】 a 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（20kWh未満）：b～gの全てを満たすこと】 b 蓄電池パッケージ （a）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 c 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 （a） 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）
------	--

	(b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 d 蓄電池部安全基準 (a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」又は「IEC62619」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 e 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
--	---

	(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成 26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 f 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 g 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費×1／3 ※上限 家庭用：50万円 ただし（1kwhあたり14.1万円）×1／3以内 業務用：100万円 ただし（1kwhあたり16.0万円）×1／3以内

（３）車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）（事業者は対象外）

補助要件	・（１）太陽光発電設備（自家消費型）で導入する設備の付帯設備であること。 ・原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。 ・通信・制御機能、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「CEV補助金」という）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※当該車両については、「CEV補助金」との併用は不可。
補助対象経費	
補助金額	蓄電容量×１／２×４万円／kWh ※上限：「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」

（４）充放電設備・充電設備（事業者は対象外）

補助要件	・（１）太陽光発電設備及び（３）車載型蓄電池で導入する設備の付帯設備であること。 ・原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。 ・「CEV補助金」で交付対象となる銘柄に限る。 ・設置する住宅が自己の所有に属さない場合、又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること。
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費×１／３ ※上限：５０万円

(5) 高効率空調設備

補助要件	【個人設置】 ・自ら居住する住宅内に設置するものであること。 ・設置する住宅が自己の所有に属さない場合、又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること。 【民間事業者設置】 ・那智勝浦町内にある事業所内に設置すること。 【共通】 ・従来の空調設備に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。 ・町内に事業所を設ける事業者より、購入・設置を行うこと。
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費 × 1 / 2 ※上限：家庭・業務用15万円

(6) 高効率給湯器(事業者は対象外)

補助要件	・自ら居住する住宅の敷地内に設置するものであること。 ・設置する住宅が自己の所有に属さない場合、又は共有者がいる場合は、当該所有者に設置の承諾を得ること。 ・従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。 ・町内に事業所を設ける事業者より、購入・設置を行うこと。 ・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池は除く。
補助対象経費	設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）
補助金額	補助対象経費 × 1 / 2 ※上限：25万円

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

(申請者)

住 所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、裏面【誓約事項】
について誓約の上、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類		補助金申請額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	車載型蓄電池	千円
☐	充放電設備	千円
☐	高効率空調設備	千円
☐	高効率給湯器	千円
申請額合計		千円

2 同意欄（□にチェックを入れてください）

☐	補助金の審査のために、那智勝浦町が、申請者及び同一世帯員の住民登録資料、税務関係資料を確認することに同意します。
--------------------------	--

※同意されない場合は、住民票の写し及び世帯全員の納税証明書の添付が必要です。

※那智勝浦町に住民票のない方は、住民票の写しの添付が必要です。

3 事業期間

_____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで

4 添付書類

- ☐ 交付申請書別紙（事業計画）
- ☐ 様式第3号補助対象機器性能証明書（空調機器・給湯器の場合）
- ☐ 補助申請額の根拠となる資料（見積書等）
- ☐ 購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等）
- ☐ 設置・施工前の写真
(遠景の写真と、空調設備・給湯器は型番・シリアルナンバーが分かる写真)
- ☐ 設備導入後の自家消費率が確認できる資料（太陽光発電設備の場合）
- ☐ 蓄電池の価格が12,5万円/kwh（工事費込み・税抜き）を超える場合、複数
社からの見積書（※ない場合、販売事業者へ調達が可能か確認をして下さい）
- ☐ その他（ _____ ）

【誓約事項】

- ・ 交付要綱の共通要件及び各種補助要件を満たしていること
- ・ 申請書（関係書類を含む。）の内容に虚偽がないこと
- ・ 町が、補助金の交付の事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、
当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること
- ・ 補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を町に返
還すること

様式第 1 号別紙（第 5 条関係）

〈個人用〉

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付申請書・別紙（事業計画）

申請者名 _____

（１）太陽光発電設備

設置場所	出力合計(※)
那智勝浦町大字	kW

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値を記入してください

（２）蓄電池

設置場所	蓄電容量(※)	補助対象経費
那智勝浦町大字	kWh	円

※蓄電容量は、kwh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を記入してください

（３）車載型蓄電池

メーカー	車名	型式	蓄電容量
			kWh

（４）充放電設備

設置場所	メーカー・型式	補助対象経費
那智勝浦町大字		円

（５）高効率空調設備

設置場所	メーカー・型式	補助対象経費
那智勝浦町大字		円

（６）高効率給湯器

設置場所	メーカー・型式	補助対象経費
那智勝浦町大字		円

様式第 2 号（第 5 条関係）

〈事業者用〉

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

(申請者)

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、裏面【誓約事項】
について誓約の上、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類		補助金申請額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	高効率空調設備	千円
申請額合計		千円

2 同意欄（□にチェックを入れてください）

☐	補助金の審査のために、那智勝浦町が、税務関係資料を確認することに同意します。
--------------------------	--

※同意されない場合は、納税証明書の添付が必要です。

3 事業期間

_____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで

4 添付書類

- ☐ 交付申請書別紙（事業計画）
- ☐ 様式第3号補助対象機器性能証明書（空調機器の場合）
- ☐ 登記事項証明書の写し（法人の場合）
- ☐ 補助申請額の根拠となる資料（見積書等）
- ☐ 購入を予定している商品の詳細の分かる資料（カタログ等）
- ☐ 設置・施工前の写真
(遠景の写真と、空調設備は型番・シリアルナンバーが分かる写真)
- ☐ 設備導入後の自家消費率が確認できる資料（太陽光発電設備の場合）
- ☐ 蓄電池の価格が11,9万円/kwh（工事費込み・税抜き）を超える場合、複数社からの見積書（※ない場合、販売事業者へ調達が可能か確認をして下さい）
- ☐ その他（ _____ ）

【誓約事項】

- ・ 交付要綱の共通要件及び各種補助要件を満たしていること
- ・ 申請書（関係書類を含む。）の内容に虚偽がないこと
- ・ 町が、補助金の交付の事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること
- ・ 補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を町に返還すること

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付申請書・別紙（事業計画）

申請者名 _____

（１）太陽光発電設備

設置場所	出力合計(※)
那智勝浦町大字	kW

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値を記入してください

（２）蓄電池

設置場所	蓄電容量(※)	補助対象経費
那智勝浦町大字	kWh	円

※蓄電容量は、kwh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を記入してください

（３）高効率空調設備

設置場所	メーカー・型式	補助対象経費
那智勝浦町大字		円

〈個人用・事業者用〉

令和 年 月 日

(販売者)

所在地

事業者名

代表者名

電話 番 号

※自署の場合、押印不要

下記の者に対し、下記のとおり設備機器の販売・交換を行います。交換により、従来の機器に対して30%以上の省CO2効果が得られることを証明します。

購入者	住 所	
	氏 名	
設置場所	☐ 上記住所	
	☐ その他 (那智勝浦町大字)	

対象設備	☐ 空調設備	☐ 給湯器
新) メーカー		
新) 型式		
旧) メーカー		
旧) 型式		

様式第4号（第5条関係）

〈個人用・事業者用〉

設置承諾書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

（住宅の所有者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

下記のとおり、私の所有する住宅に次の者が対象設備を設置・交換することを承諾します。

設置場所	那智勝浦町大字
設置者氏名	
設置者住所	
設置者との関係 （所有者からみた関係）	
設置種類	☐ 太陽光発電設備 ☐ 蓄電池 ☐ 充放電設備 ☐ 空調設備 ☐ 給湯器
工事着手日（予定）	令和 年 月 日
完了日（予定）	令和 年 月 日

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付決定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

那智勝浦町長

令和 年 月 日付けで申請のあった那智勝浦町重点対策加速化事業補助金について、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

補助金の種類		交付決定額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	車載型蓄電池	千円
☐	充放電設備	千円
☐	高効率空調設備	千円
☐	高効率給湯器	千円
交付決定額合計		千円

2 交付の条件等

(1) 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。

ア 申請の内容を変更しようとするとき。

イ 申請の取下げをしようとするとき。

(2) 補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、ただちに町長に報告すること。

(3) 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付決定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

那智勝浦町長

令和 年 月 日付けで申請のあった那智勝浦町重点対策加速化事業補助金について、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

補助金の種類		交付決定額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	高効率空調設備	千円
交付決定額合計		千円

2 交付の条件等

- (1) 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - ア 申請の内容を変更しようとするとき。
 - イ 申請の取下げをしようとするとき。
- (2) 補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、ただちに町長に報告すること。
- (3) 補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

様式第 7 号（第 6 条関係）

〈個人用・事業者用〉

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金不交付決定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

那智勝浦町長

令和 年 月 日付けで申請のあった那智勝浦町重点対策加速化事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

1 理 由

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金（変更・取下）申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

（申請者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

先に交付決定を受けた那智勝浦町重点対策加速化事業補助金について、
（変更・取下）をしたいので次のとおり申請します。

記

- 1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号
- 2 理由
- 3 変更内容

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金（変更・取下）申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

（申請者）

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

先に交付決定を受けた那智勝浦町重点対策加速化事業補助金について、
（変更・取下）をしたいので次のとおり申請します。

記

1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

2 理由

3 変更内容

様式第10号（第8条関係）

〈個人用・事業者用〉

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金（変更・取下）申請承認通知書

令和 年 月 日

様

那智勝浦町長

令和 年 月 日付けで申請のあった那智勝浦町重点対策加速化事業補助金（変更・取下）申請について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認日 令和 年 月 日

2 承認内容

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

(申請者)

住 所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
令和 年 月 日	第 号

2 補助金実績額

補助金の種類		補助金実績額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	車載型蓄電池	千円
☐	充放電設備	千円
☐	高効率空調設備	千円
☐	高効率給湯器	千円
実績額合計		千円

3 設置状況

☐	【太陽光発電設備】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式： 太陽光モジュールの合計出力値： KW パワーコンディショナーの出力値： KW
☐	【蓄電池】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式： 蓄電容量： KW h
☐	【車載型蓄電池（EV・PHEV）】 納車日：令和 年 月 日 販売事業者： メーカー： 車名： 型式：
☐	【充放電設備】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式：
☐	【高効率空調設備】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式：
☐	【高効率給湯器】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式：

4 添付書類

- ☐ 対象機器の設置等を行った日付が分かるもの（納品書等）
- ☐ 対象機器の購入・設置に係る支払いが確認できるもの（領収書等）
- ☐ 対象機器の設置後の写真（遠景の写真、型番が分かる写真）
- ☐ 工事請負契約書の写し ※太陽光発電設備のみ
- ☐ 送配電事業者等への系統連系申込書の写し ※太陽光発電設備のみ
- ☐ その他（ ）

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

(申請者)

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
令和 年 月 日	第 号

2 補助金実績額

補助金の種類		補助金実績額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	高効率空調設備	千円
実績額合計		千円

3 設置状況

☐	【太陽光発電設備】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式： 太陽光モジュールの合計出力値： KW パワーコンディショナーの出力値： KW
☐	【蓄電池】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式： 蓄電容量： KW h
☐	【高効率空調設備】 設置完了日：令和 年 月 日 設置事業者： メーカー： 型式：

4 添付書類

- ☐ 対象機器の設置等を行った日付が分かるもの（納品書等）
- ☐ 対象機器の購入・設置に係る支払いが確認できるもの（領収書等）
- ☐ 対象機器の設置後の写真
（遠景の写真、型番が分かる写真）
- ☐ 工事請負契約書の写し ※太陽光発電設備のみ
- ☐ 送配電事業者等への系統連系申込書の写し ※太陽光発電設備のみ
- ☐ その他（ ）

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

那智勝浦町長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった那智勝浦町重点対策加速化事業補助金について、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額

補助金の種類		補助金確定額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	車載型蓄電池	千円
☐	充放電設備	千円
☐	高効率空調設備	千円
☐	高効率給湯器	千円
補助金確定額合計		千円

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

那智勝浦町長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった那智勝浦町重点対策加速化事業補助金について、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額

補助金の種類		補助金確定額
☐	太陽光発電設備	千円
☐	蓄電池	千円
☐	高効率空調設備	千円
補助金確定額合計		千円

令和 年 月 日

(申請者)

電話 番 号

※自署の場合、押印不要

請求額	円
-----	---

交付額確定日	交付額確定通知番号
令和 年 月 日	第 号

金融機関名	銀行・金庫 農協・信漁連				本店・支店 出張所													
預金種別	普通・当座				口座番号													
ゆうちょ銀行	記号							番号										
(フリガナ) 口座名義人																		

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

（申請者）

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付額確定を受けた補助対象事業について、下記のとおり補助金を請求します。

請求額	円
-----	---

交付額確定日	交付額確定通知番号
令和 年 月 日	第 号

振込先 （※口座名義人は申請者本人のものに限る）

金融機関名	銀行・金庫 農協・信漁連						本店・支店 出張所							
預金種別	普通 ・ 当座			口座番号										
ゆうちょ銀行	記号						番号							
(フリガナ) 口座名義人														

太陽光発電自家消費率報告書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

（申請者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付を受けた太陽光発電設備の自家消費率について、次のとおり報告します。

記

交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

設置した住宅の所在地	那智勝浦町大字		
太陽光発電設備出力	k w		
報告期間	年 月 日	～	年 月 日
発電量(a)	k w h		
自家消費量(b)	k w h		
売電量(c)	k w h		
自家消費率	%	(b)÷(a)で計算（小数点以下切捨て）	

※発電量及び自家消費量の数量の分かる書類を添付すること。

※自家消費率が 30%未満となる場合、交付した補助金は返還対象となります。

※ご記入いただいた情報は、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の目的以外には使用いたしません。

太陽光発電自家消費率報告書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

電話番号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の交付を受けた太陽光発電設備の自家消費率について、次のとおり報告します。

記

交付決定を受けた日

年 月 日 第 号

設置した住宅の所在地	那智勝浦町大字		
太陽光発電設備出力	k w		
報告期間	年 月 日	～	年 月 日
発電量(a)	k w h		
自家消費量(b)	k w h		
売電量(c)	k w h		
自家消費率	%	(b) ÷ (a) で計算 (小数点以下切捨て)	

※発電量及び売電量の数量の分かる書類を添付すること。

※自家消費率が50%未満となる場合、交付した補助金は返還対象となります。

※ご記入いただいた情報は、那智勝浦町重点対策加速化事業補助金の目的以外には使用いたしません。

補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

（申請者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業により取得した財産の処分を行いたいので、次のとおり申請します。

記

1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

2 処分対象財産

3 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、取壊し、担保等）

4 処分の理由

5 補助金の交付済額

円

6 処分の概要

補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町長 様

(申請者)

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

電 話 番 号

※自署の場合、押印不要

那智勝浦町重点対策加速化事業により取得した財産の処分を行いたいので、次のとおり申請します。

記

1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

2 処分対象財産

3 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、取壊し、担保等）

4 処分の理由

5 補助金の交付済額

_____円

6 処分の概要